

松 山 大 学 論 集
第 30 卷 第 5 - 1 号 抜 刷
2 0 1 8 年 12 月 発 行

ヴァイマル憲法 48 条をめぐる
ドイツ国民議会における審議過程(1)

遠 藤 泰 弘

ヴァイマル憲法 48 条をめぐる ドイツ国民議会における審議過程(1)

遠 藤 泰 弘

はじめに

ドイツ帝国崩壊後、1919年に成立したヴァイマル共和国は、当時最先端と見られた民主的憲法を備えていたにもかかわらず、政治や経済は安定せず、やがてナチスが台頭し、独裁政権下で憲法は停止状態に追い込まれることとなった。ここで決定的な鍵となったのが、ヴァイマル憲法 48 条のいわゆる非常権限であった。従来の研究では、ヴァイマル末期におけるヒンデンブルク大統領統治下における非常権限の運用の問題に関心が集中する一方、48 条が導入された経緯やヴァイマル初期におけるその運用については、ヴァイマル末期の対極的な前史として扱われるにすぎず¹⁾、本格的な研究の蓄積は希薄である。

しかし、ヴァイマル共和国における非常権限の実像を明らかにするためには、それが導入された経緯やその運用実態の変遷を究明する必要がある²⁾。そこで本稿では、ヴァイマル憲法の起草者であるフーゴー・プロイス（1860-1925）

1) Vgl. Hans Boldt, „Der Artikel 48 der Weimarer Reichsverfassung“, in: Michael Stürmer (Hg.), *Die Weimarer Republik. Belagerte Civitas*, Königstein 1980, S. 296ff. Heinrich Oberreuter, „Die Norm als Ausnahme“, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht* 35 (1984), S. 304f. Ders., *Notstand und Demokratie: Vom monarchischen Obrigkeits- zum demokratischen Rechtsstaat*, München 1978, S. 48ff.

2) エーベルト大統領の視点から、運用実態を分析したものとして、Ludwig Richter, „Das präsidentiale Notverordnungsrecht in den ersten Jahren der Weimarer Republik. Friedrich Ebert und die Anwendung des Artikels 48 der Weimarer Reichsverfassung“, Eberhard Kolb (Hg.), *Friedrich Ebert als Reichspräsident: Amtsführung und Amtsverständnis*, München 1997, S. 207-257.

の国家論や憲法制定国民議会における審議過程にまでさかのぼり、ヴァイマル憲法48条が導入された経緯を跡づけたい。すなわち、プロイスの国家論や制憲議会の審議過程を、ヴァイマル末期から逆照射するのではなく、プロイスや制憲議会議員の目線から、内在的に再構成してみたい。ヴァイマル末期における48条の運用に深くコミットしたカール・シュミット(1888-1985)も、憲法48条解釈を組み立てる上で、制憲議会の審議過程を重要な論拠としており³⁾、シュミットの大統領独裁をめぐる憲法解釈を再検討する上でも、これらの経緯を改めて冷静に再構成することが必要である⁴⁾。

以下においては、まずはプロイスの大統領制構想の前提について、彼の国家論の基盤となっている法治国家論を瞥見し、プロイスの直接公選大統領制構想とヴァイマル憲法草案が形成される過程を簡単に概観した上で、制憲国民議会における実際の審議過程について、詳しく跡づけていきたい。

第1章 プロイス大統領制構想の前提

1. 自治の原理に基づく法治国家 (Rechtsstaat) 概念⁵⁾

プロイスにとり、国家は、個人から諸国民共同体 (Völkergemeinschaft) に至る一連の人間共同体における構成分肢の一つであり、個人人格と並び、国家にも人格性が承認される。プロイスによれば、国家を主権理念でとらえることはできず、一連の人間共同体 (menschliches Gemeinwesen) における本質的な

3) Vgl. Carl Schmitt, „Die Diktatur des Reichspräsidenten nach Artikel 48 der Weimarer Verfassung“, *Die Diktatur*, 8, korrigierte Auflage, Berlin 2015 (1928), S. 215-261 (カール・シュミット「ライヒ大統領の独裁」, 田中浩・原田武雄訳『大統領の独裁』, 未来社, 1974年, 7-92頁)。

4) 憲法破毀の概念の成立と展開の究明を目的として、制憲議会の審議過程についても部分的に扱ったものとして、岩間昭道「憲法破毀 (Verfassungsdurchbrechung) の概念 (1)」, 『神奈川法学』9巻2号 (1974), 103-153頁, 同「憲法破毀 (Verfassungsdurchbrechung) の概念 (2)」, 『神奈川法学』10巻1号 (1975), 1-54頁, 同「憲法破毀 (Verfassungsdurchbrechung) の概念 (3)」, 『神奈川法学』11巻2・3号 (1976), 73-127頁, 同「憲法破毀 (Verfassungsdurchbrechung) の概念 (4)」, 『神奈川法学』13巻3号 (1978), 231-277頁。

5) 本節の叙述について、詳しくは拙稿「フーゴ・プロイスとドイツ革命」, 『政治思想研究』12号 (2012), 87-102参照。

構成成分の一つとしてとらえるべきであるとする⁶⁾すなわち、国家は下に向かっては突如として個人と対峙するのではなく、むしろ個人は国家の起源においてはその源泉なのであり、国家は上に向かっては決して概念上至上の人間共同体なのではなく、むしろ国家に内在する理念はそこで尽きることなく、国家を超えて展開し発展する力をもつというのである。

プロイスによれば、このような考察は、国家を唯一の存在とする考え方やそれに伴う主権という根拠を破壊するのみならず、法学的技術がそれに似せて法人を作り上げることとなった、唯一の法の担い手としての個人という観念をも破壊する⁷⁾つまり、物理的個別人格と同様の形で、非物理的な全体人格(Gesamtperson)の存在が原初的に認められるべきであるとし、個々人間の法的関係と並んで、個々人と有機的統一体との間の法的関係が同時に始まると考えるべきであるという。プロイスは、この後者の法領域を社会法(Sozialrecht)と呼び、個人法(Individualrecht)と社会法という二つの法領域は、最初から同等かつ相互的に成立したとするのである。

プロイスによれば、真の法治国家論は、国家の人格性を承認し、国家を相互的な拘束の網の目としての法の領域の中に置くとともに、人格を個人と同一視する私法的な見解を退け、国家人格を社会法上の有機的形成物としての全体人格と理解することにより、法治国家の真の内的本質が明らかになるという⁸⁾ここでは、国家のすべての部分、つまり国家の中の個別人格と全体人格を、より高次の有機的な統一体に結びつけている紐帯に法的性格が見出されるという点の本質的に重要であるとされる。そして、全体人格における支配とは、自らを有機的に構成する部分意思に対する組織された全体意思の優越を意味しているという⁹⁾

6) Hugo Preuß, *Gemeinde, Staat, Reich als Gebietskörperschaften: Versuch einer deutschen Staatskonstruktion auf Grundlage der Genossenschaftstheorie*, Verlag von Julius Springer, 1889, S. 208f.

7) Vgl. Ebenda.

8) Vgl. a. a. O., S. 213f.

以上のような法治国家概念は、自治（Selbstverwaltung）と呼ばれる原理に基づいており、法治国家の現代的解釈によれば、国家は法的に組織された全体人格の長い連なりにおける一つの分枝であり、国家を構成する諸種の全体人格は、国家の恣意の産物ではなく、国家自身もそうであるような同じ理念の発展物であるとされる¹⁰⁾。そして、あらゆる全体人格の権利は、国家による恣意的な創造物なのではなく、国家に匹敵する理念の発展形式なのであり、法治国家における自己行政体（Selbstverwaltungskörper）としての資格は、国家を構成するすべての全体人格と共に国家も共有しているのである。こうして、基礎自治体は、より高次の有機体の分枝であると同時に、それ自体も有機体であるという二重の機能を国家と共有している¹¹⁾。高次の有機体の下に服従したとしても、その共同体の人格は廃棄されず、自治体としての資格は失われない。これらの共同体は、より高次の有機体に組み入れられているからではなく、それにも関わらず自己行政体と呼ばれるのであって、この資格はもっとも低次のものから、もっとも高次のものに至るまで、あらゆる法治国家的な全体人格に共通の規準なのである。

こうして、基礎自治体は広域自治体に有機的に組み込まれ、広域自治体は国家に、国家はライヒ（Reich）に、ライヒは、いまだ発展途上である諸国民共同体に組み込まれているとされる¹²⁾。諸国民共同体以外は、支配の意思を自らの外部から受け入れているが、最後の諸国民共同体には外部はないため、諸国民共同体の支配意思は内側からのものとなり、純粋な水平的仲間団体（Genossenschaft）として完成されることになるという。以上のようなプロイスの秩序構想を図式化すると、図のようになる（煩雑さをさけるため、一部を省略している）。

9) Vgl. a. a. O., S. 221f.

10) Vgl. a. a. O., S. 223-225.

11) Vgl. a. a. O., S. 226f.

12) Vgl. a. a. O., S. 253-257.

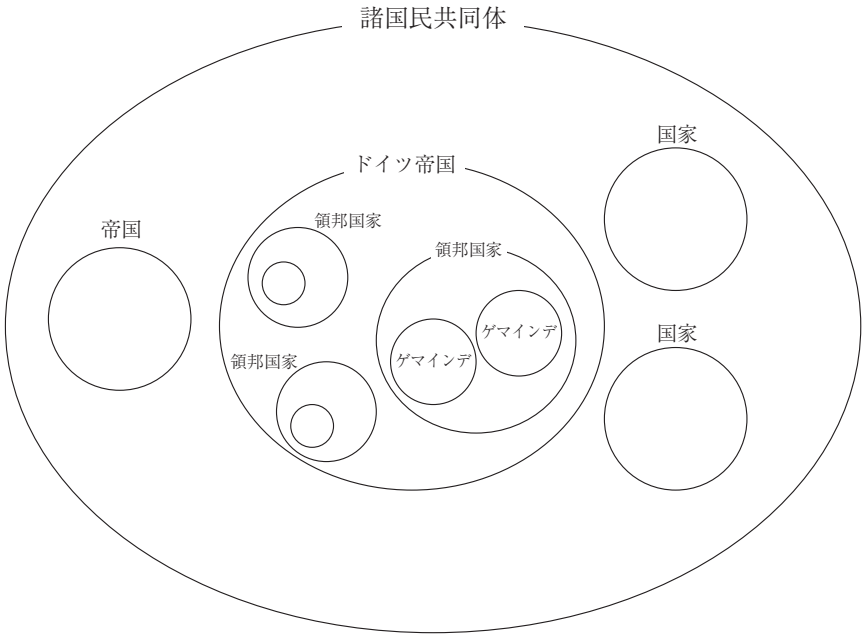


図 プロイスの政治秩序構想

2. プロイスの直接公選大統領制構想

以上のようなプロイスの政治秩序構想を前提とした上で、以下において、プロイスのヴァイマル憲法草案における直接公選大統領制構想の展開を概観したい。

(1) ビスマルク憲法改正提案¹³⁾

プロイスがヴァイマル共和国憲法の起草を依頼されたのは、1918年11月15

13) 拙稿「第一章 ヴァイマル憲法制定の審議過程におけるフーゴー・プロイス—直接公選大統領制をめぐる—」, 権左武志編『ドイツ連邦主義の崩壊と再建: ヴァイマル共和国から戦後ドイツへ』, 岩波書店, 2015年, 2-25頁参照。なお本節および次節は, 同拙稿を基礎とした上で, ヴァイマル憲法48条に直接つながる条項について追加の考察を加えたものであり, 主題が重なる部分について, 叙述に一部重複する部分がある。

日のことであったが、プロイスは、すでに革命前の1917年7月の段階で、ビスマルク憲法に対する憲法改正提案を取りまとめていた¹⁴⁾。周知のとおりプロイスは、1919年1月3日にヴァイマル憲法前草案(草案I)¹⁵⁾を提出して以降、憲法草案を取りまとめる責任者として次々に修正への譲歩を重ねることとなる¹⁶⁾が、17年の段階における憲法改正提案はそのような政府当局者としての譲歩を必要としない立場から執筆されたものであり、それがビスマルク憲法に対する改正案であるという点を割り引いても、プロイス自身の本来の憲法構想を考える上で大きな意味を持っている¹⁷⁾。

プロイスのビスマルク憲法改正草案のうち、本稿に直接関わる部分は、後掲の表において示したとおりである。ビスマルク憲法改正提案5条および11条1項、2項を見ると、ここでプロイスは皇帝の存在を積極的に認めているように見えるが、その意図は皇帝権の強化ではなく、むしろその実質的な制御にあった。プロイスによれば、ビスマルク憲法5条において、皇帝は立法機関とはされなかったが、それは実情の隠蔽にほかならない¹⁸⁾。なぜなら皇帝は、憲法17条に定められた公布権や、皇帝すなわちライヒ政府の慣習法上の法案提出権に加えて、確かに皇帝としてではなくても、連邦参議院におけるプロイセンの投票や議長投票という形で、事実上最重要のライヒ法律に対する絶対的な

14) Vgl. Hugo Preuß, „Vorschläge zur Abänderung der Reichsverfassung und der preußischen Verfassung, nebst Begründung, 1917“, ders., *Recht, Staat und Freiheit: Aus 40 Jahren deutscher Politik und Geschichte*, J. C. B. Mohr, 1926, S. 290-335. 初宿正典「フーゴ・プロイスのビスマルク憲法改正提案」, 『社会科学論集』29号, 1989年, 305頁以下, 初宿正典『カール・シュミットと五人のユダヤ人法学者』, 成文堂, 2016年, 467-504頁も参照。

15) Vgl. Heinrich Triepel (Hg.), *Quellensammlungen zum Staats-, Verwaltungs- und Völkerrecht: Vornehmlich zum akademischen Gebrauche*, Bd. 1., *Quellensammlung zum Deutschen Reichsstaatsrecht*, 4., durchgesehene und ergänzte Aufl., J. C. B. Mohr, 1926, S. 6ff. 初宿正典「フーゴ・プロイスのヴァイマル憲法草案」, 『社会科学論集』28号, 1988年, 205頁以下も参照。

16) この点につき、詳しくは初宿正典「フーゴ・プロイスとヴァイマル憲法構想」, 宮田光雄編『ヴァイマル共和国の政治思想』, 創文社, 1988年, 139-184頁を参照。

17) 鳥居喜代和『憲法の価値の創造: 生存権を中心として』, 日本評論社, 2009年, 6-7頁を参照。

18) Vgl. Preuß, a. a. O., S. 304-305.

拒否権をもっているからである¹⁹⁾ プロイスはこのような診断に基づき、むしろ皇帝に明示的な立法権を認め、ライヒ政府の責任を明確に問える形にする方が望ましいと考えたのである。そしてプロイスはここで、立法におけるライヒ議会の優位を明文化することを忘れなかった²⁰⁾ ビスマルク憲法改正提案 11 条 1 項において、帝位の要件を明示したのも同趣旨であり、さらに同条 3 項において、皇帝のすべての統治行為にライヒ宰相もしくはライヒ大臣の副署を求め、さらに皇帝の意見公表について同様の副署を求めているのも、やはり皇帝の実質的な権限の制御を意図してのことであった²¹⁾

そしてプロイスは、同条 4 項において、皇帝にライヒ宰相およびライヒ大臣の任免権を認めながら、同時にライヒ議会に不信任決議による解任権を認めて、ライヒ政府のライヒ議会に対する政治責任を明文化するとともに、同条 5 項において、法的責任の追及システムを明記した²²⁾

さらに、ヴァイマル憲法 48 条に繋がりのある条項としては、連邦構成国に対する強制執行を規定した 19 条および、戦争状態の宣言を規定した 68 条に対する改正案が挙げられる。19 条においては、支邦国家の官庁がライヒの管轄の範囲内でライヒ中央官庁の適法な指示を遵守しない場合に、支邦国家の責任のある大臣に対する訴追が可能であることが定められた²³⁾ また、68 条においては、ライヒ政府の非常措置権を認めつつ、ライヒ議会によるコントロールをできる限り確保しようとする意図が明確化されている²⁴⁾

これらプロイスの改正提案が彼のヴァイマル憲法草案に基本的に引き継がれていく点については、次節以降で詳しく検討するが、ここで想起すべきことは、プロイスの政治構想において、純粋な水平的仲間団体としての諸国民共同

19) Vgl. ebenda.

20) Vgl. ebenda. さらに鳥居前掲, 25-37 頁も参照。

21) Vgl. Preuß, a. a. O., S. 310-314.

22) Vgl. ebenda.

23) Vgl. a. a. O., S. 316.

24) Vgl. a. a. O., S. 322-323.

体を構成するケルパーシャフト（多数の人格の有機的統一）としてのライヒのあり方と、ここでの皇帝の存在とがなんら矛盾しないと考えられていたことである²⁵⁾。確かに、親政を行ったかつての外部的かつ垂直的なプロイセン国王としての皇帝であれば、ケルパーシャフトとしてのライヒのあり方と相容れないこととなるが、ライヒの部分意思の代表という形でライヒに内在するライヒの機関としての皇帝であれば両立可能なのであり、17年改正提案において想定されている皇帝は後者の方なのである²⁶⁾。そして、プロイス流の自治体としての法治国家²⁷⁾において、ライヒ機関としての皇帝が、同じくライヒ機関であるライヒ議会との間で、深刻な対立に至ることはそもそも想定されていない。けだし、これらケルパーシャフトの最終的な有機的統一は、やがて完成することになっていた純粋な水平的仲間団体としての諸国民共同体によって担保されていたのである。

(2) プロイスのヴァイマル憲法草案

前述のとおり、1918年11月15日に新しい共和国の憲法草案の起草という任務を託されたプロイスは、同年12月3日に新たな憲法草案を人民代表委員政府に示すとともに、9日から12日にかけて、新憲法の概要を定めるための予備会議に臨んだ²⁸⁾。この会議には、内務省、法務省、外務省の幹部等に加えて、ヴェーバーも加わっていた。ここでは、新たに樹立されるドイツ・ライヒ

25) 前掲拙稿「プロイスとドイツ革命」、98-101頁参照。

26) この点に関して、「プロイスはドイツ皇帝=プロイセン王の権威にも期待していた」という評価（今野元「マックス・ヴェーバーとフーゴ・プロイス-ヴァイマル共和国制における連邦制問題を中心として」、政治思想研究10号、2010年、250頁）については再考の余地がある。

27) 同上、89-94頁参照。

28) Vgl. Aufzeichnung über die Verhandlungen im Reichsamt des Innern über die Grundzüge des der verfassunggebenden deutschen Nationalversammlung vorzulegenden Verfassungsentwurfs, vom 9. bis 12. Dezember 1918, in: Max Weber Gesamtausgabe I/16, 1988, S. 56ff. 本委員会の詳しい内容については、今野前掲「マックス・ヴェーバーとフーゴ・プロイス」、253-257頁を参照のこと。本委員会に関する以下の叙述は、特に断らない限り今野論文に基づく。

が統一国家であるべきか、連邦国家であるべきかという問題が提起され、これに関連してライヒと諸邦との権限分配の問題やプロイセン国家の扱いをめぐる問題、そして連邦参議院の改編問題が論点となったが、本稿の主題に照らして最も重要な問題は国家元首の問題である。この問題をめぐるプロイスの発言は非常に重要であるため、以下に引用する。

「大統領の選挙に関しては、アメリカ流（人民による選挙）とフランス流（議会による選挙）とが問題になる。後者は不真性の議会主義システムであり、大統領が議会の選挙によって生まれるというのは筋が通らない。しかし、アメリカ流のシステムも矛盾に満ちている。ドイツではその中間の途が選ばれなければならない。つまり、大統領は人民の選挙によって生まれるのでなければならない。人民は大統領と人民院（Volkshaus）という二つの機関を造り出さなければならない。これら両機関の繋ぎ役となるのが議院内閣（parlamentarische Regierung）である。大統領の選挙に際しては、アメリカで行われているような選挙人団システムは好ましくない。むしろ人民は直接かつ秘密の選挙で、絶対多数決ではなく相対多数決によって大統領を選出するのだからなければならない。決選投票には莫大な経費がかかる上、不正な陰謀の危険が伴う。大統領は内閣を任命し、内閣の方は人民院に依存する。人民院の信任を欠いた大臣は退職しなければならない。すべての大臣が議会に属していなくてはならない旨の規定は必要ではないと思う。そのような規定は、極めてわずかな憲法にしか見出すことができない。こういったシステムによって、強い民主政的政府が得られ、問題の多い二元主義は避けられるのである。」²⁹⁾ [下線は筆者]

29) Vgl. Aufzeichnung, in: Max Weber Gesamtausgabe I/16, S. 84f. 訳出にあたっては、初宿前掲「プロイスとヴァイマル憲法構想」、165-166 頁および初宿前掲『カール・シュミットと五人のユダヤ人法学者』、417 頁を参照させていただいた。

この発言から明らかなように、ヴァイマル憲法で採用された独特の直接公選大統領制の大枠は、起草の当初からプロイスによって用意されていたのである。これらの議論を踏まえ、1919年1月3日付で取りまとめられたものが、ヴァイマル憲法前草案（草案I）³⁰⁾であったが、この前草案は、17年のビスマルク憲法改正提案からの継承発展という側面が強いものであった³¹⁾

例えば、前草案24条は、人民院と諸邦院（Staatenhaus）からなる二院制のライヒ議会を提唱するが、これは17年改正提案5条におけるライヒ議会とライヒ参議院という構想を引き継ぎ、明確化したものと考えられる。また、前草案45条によれば、法案提出権は、両院およびライヒ政府が持つ一方、立法は両院の多数決によって行われるとされていたが、同55条により、ライヒ大統領がライヒ議会の議決した法律を官報に公布するまでの1ヶ月の期限内に、ライヒ大統領は再審議のため当該法律をライヒ議会に差し戻す権利が認められており、これは17年改正提案の皇帝の立法権の名残とも考えられる³²⁾

副署制度については、前草案60条により、「ライヒ大統領のすべての非軍事上および軍事上の命令および措置」にのみ、ライヒ宰相またはライヒ大臣の副署が必要とされ、ライヒ大統領の口頭による意見表明については副署の対象から外された。この要件緩和については、次に述べるように大統領が人民から選挙されることが関係していると考えられる。

直接公選大統領制構想に密接に関わる前草案条項は、34条、53条、62条、64条、65条、66条、68条である。すなわち、ライヒ大統領は全ドイツ人民の選挙により選出され（53条）、ライヒ宰相は大統領が任命し、ライヒ大臣はラ

30) Vgl. Triepel (Hg.), a. a. O.

31) 鳥居前掲書、45-50頁を参照。以下、17年改正提案と19年前草案との異同の整理は基本的に本書による。

32) 他方、ライヒ議会が再審議の後、議決を維持した場合は、大統領はその法律を公布する義務を負うとされており、17年改正提案において立法三機関の一致がない場合は、ライヒ議会の三度の議決が必要とされていた点と比較すると、ライヒ議会の権限はより強化されていた（前草案55条）。また、ライヒ議会の両院の間で意見の一致が得られないときに限り、ライヒ大統領は意見の相違を対象として国民投票（Volksabstimmung）を行うことができるとされた（同上）。

ライヒ宰相の提案に基づき大統領が任命する (64 条)。

責任追及システムについては、17 年改正提案と同様に政治責任と法的責任に分けて構想される。大統領の政治責任については、ライヒ議会の発議による大統領解任の国民投票によって追及され (62 条)、ライヒ宰相およびライヒ大臣については、人民院による明示の不信任決議により追及される (65 条、66 条)。ライヒ宰相およびライヒ大臣の政治責任追及については、17 年改正提案の考え方を引き継いでいる。

法的責任については、ライヒ議会両院が、ライヒ大統領、ライヒ宰相およびライヒ大臣の憲法違反や法違反を、国事裁判所に公訴する形で追及される (68 条)。これは 17 年改正提案 11 条 5 項をより厳格化したものであると考えられる。

そして、このような議会からの追及に対する対抗手段としては、ライヒ議会の解散権がライヒ大統領に与えられる (34 条)。

さらに、後の 48 条に繋がる条項としては、ライヒ執行を定めた 57 条およびライヒ大統領の非常権限を定めた 58 条が挙げられる。条文は下記の通りである³³⁾

57 条

ドイツ自由邦が、ライヒ憲法またはライヒ法律によって課せられている義務を履行しないときは、ライヒ大統領は兵力を用いてその義務を履行せしめることができる。

58 条

ライヒ大統領は、ドイツ自由邦の一において公共の安寧および秩序に著

33) Vgl. Triepel (Hg.), a. a. O. 訳出にあたっては、初宿前掲「プロイスのヴァイマル憲法草案」、228-229 頁および初宿前掲『カール・シュミットと五人のユダヤ人法学者』、459-460 頁を参照させていただいた。

しい規模で障害が生じたは生ずる虞があるときは、武装兵力を用いてこれに介入し、公共の安寧および秩序を回復するのに必要な命令を下すことができる。ライヒ大統領は、これについて遅滞なくライヒ議会の承認を求めめる義務を有し、ライヒ議会がこの承認を拒否したときは、その命令を廃止する義務を有する。

これらの構想が、ロベルト・レーズロープ (Robert Redslob: 1882-1962) の「真正議会主義論」³⁴⁾の影響をどの程度受けているのかというしばしば論議的となる問題³⁵⁾はさておくとしても、プロイスの直接公選大統領は、17年のビスマルク憲法改正提案におけるライヒ機関としての皇帝のイメージで構想されたものとする見方³⁶⁾はおおむね妥当であると考えられる。すなわち、プロイスの直接公選大統領は、ビスマルク憲法の意味における代用皇帝ではない点に注意が必要である。このような制度の前提は、外部的かつ垂直的なプロイセン国王としての皇帝の排除、すなわちプロイセン解体と、諸国民共同体の完成であったが、いずれの前提もヴァイマル時代を通じて満たされることはなかった。

第2章 ヴァイマル憲法48条をめぐる審議過程

1. 諸邦委員会における審議

プロイスの上記前草案は、ライヒ宰相官邸における1919年1月14日の憲法草案をめぐる協議において、閣僚らからの修正意見により、修正されることと

34) Vgl. Robert Redslob, *Die parlamentarische Regierung in ihrer wahren und in ihrer unrecht Form*, J. C. B. Mohr, 1918.

35) Vgl. Wolfgang J. Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920*, 2., überarbeitete und erweiterte Aufl., J. C. B. Mohr, 1974, S. 370-396 (安世舟他訳『マックス・ヴェーバーとドイツ政治1890~1920 II』, 未来社, 1994年, 626-655頁). さらに鳥居前掲書, 43-44頁, 小林昭三『ワイマル大統領論研究序説』, 成文堂, 1964年, 53-68頁および114-142頁参照。

36) 鳥居前掲書, 50頁参照。

なる³⁷⁾ ここでは、まず前草案 29 条のプロイセン解体を含むライヒ再編成構想が問題となり、賛否が分かれる中、「ライヒの統一は連邦主義的な基盤の上においてのみ可能である」³⁸⁾ とするエーベルトの意見もあり、規定の具体化が先送りされたほか、基本権に関する規定の充実やライヒ大統領の立法関与権の縮小および大統領任期の短縮化が図られ、草案Ⅱ³⁹⁾ が取りまとめられた。

後の 48 条に繋がる草案Ⅰの上記 57 条および 58 条は、条文番号がそれぞれ 62 条および 63 条に繰り下がったが、条文の内容に変化はなかった⁴⁰⁾

その後、1 月 19 日に憲法制定ドイツ国民議会選挙が実施され、翌 20 日には、草案Ⅱが前草案（草案Ⅰ）に付されていた趣意書とともに公表された。公表と同時に多くの抗議の声が寄せられ、25 日には人民代表委員評議会政府、各邦政府、中央労兵評議会、中央官庁、ドイツ系エステルライヒ代表者等の 129 人が内務省に集まって憲法草案についての意見交換会が開かれたが、そこでプロイスの草案は集中砲火を浴びて大きな変更を受けることとなった⁴¹⁾ すなわち、プロイセン分割は取りやめになり、諸邦院構想も撤回させられて、旧来の連邦参議院が復活することとなったほか、憲法制定までの暫定統治のための法的根拠として「暫定的ライヒ権力法（Gesetz über die vorläufige Reichsgewalt）」が整備されるべきとされ、そのために従来連邦参議院を代行する「諸邦委員会（Staatenausschuß）」の設置が決定された。暫定的ライヒ権力法 2 条の「連邦参議院」という語句については、28 日の閣議におけるプロイスの強硬な反対⁴²⁾ もあり、「ライヒ参議院」という語句に変更されたが、前草案（草案Ⅰ）の二院制構想は大きな変更を余儀なくされたのである。

後の 48 条に繋がる草案Ⅱの 62 条および 63 条については、当初 1 月 25 日の

37) Vgl. Susanne Miller, *Die Regierung der Volksbeauftragten 1918/19*, 2. Teil, Droste Verlag, 1969, S. 237-248. 初宿前掲「プロイスとヴァイマル憲法構想」, 173-175 頁も参照。

38) Vgl. Miller, a. a. O., S. 239.

39) Vgl. Triepel (Hg.), a. a. O., S. 10ff.

40) Vgl. Richter, a. a. O., S. 210-212.

41) 今野前掲, 258-260 頁, 初宿前掲「プロイスとヴァイマル憲法構想」, 176-177 頁参照。

42) Vgl. Miller, a. a. O., S. 324f.

諸邦委員会では特に触れられず、2月上旬になってはじめて軽く触れられた⁴³⁾すなわち、プロイセン法相ヴォルフガング・ハイネ（1861-1944）の主張により、67条の大統領による介入要件が引き上げられ、下記の通り、停止対象となる基本権が文面に列挙された。字義上は、もともと無制約であった委任から、限定委任に変更されたように受け取ることも不可能ではないが、もしもそのような根本的な修正がここで施されたのであれば、大きな議論となっているはずであるところ、ここでは特段の議論もなく、あっさりと承認されており、この段階で根本的な変更がなされたと解釈することはできない⁴⁴⁾ちなみに、のちにシュミットは、この基本権の列挙の意味をめぐり、独特の48条論を展開することとなる⁴⁵⁾

文面としては、他に草案Ⅱの62条および63条の「自由邦（Freistaat）」が「構成国家（Gliederstaat）」に変更され、以下の通り、草案Ⅲの66条および67条となった⁴⁶⁾

66条

ドイツ構成国家（Gliederstaat）が、ライヒ憲法またはライヒ法律によって課せられている義務を履行しないときは、ライヒ大統領は武装兵力を用いてその義務を履行せしめることができる。

67条

ライヒ大統領は、ドイツ構成国家（Gliederstaat）の一において公共の安寧および秩序に著しい規模で障害が生じまたは生ずる虞があるときは、武装兵力を用いてこれに介入し、公共の安寧および秩序を回復するのに必要な

43) Vgl. Richter, a. a. O., S. 212f.

44) Vgl. Ebenda.

45) Vgl. Schmitt, a. a. O., S. 217-235. (シュミット前掲「ライヒ大統領の独裁」, 9-43頁)。

46) Vgl. Triepel (Hg.), a. a. O., S. 15.

命令を下すことができる。この目的のために、ライヒ大統領は、32 条 [意見表明の自由、検閲の禁止]、33 条 [集会の自由] および 35 条から 38 条 [人身の自由、住居の不可侵、所有権の不可侵と収用、信書の秘密] までに定められた基本権の全部または一部の効力を一時的に停止することができる。ライヒ大統領は、この命令について遅滞なくライヒ議会の承認を求める義務を有し、ライヒ議会がこの承認を拒否したときは、その命令を廃止する義務を有する。詳細は、ライヒ法律でこれを定める。

[下線および角括弧部分は筆者]

上記条項を含む草案Ⅲは、2 月 18 日から 20 日に開かれた諸邦委員会第一読会および、2 月 21 日に開かれた諸邦委員会第二読会において、異議なく承認された⁴⁷⁾

(次々号へ続く)

* 本稿は、2016-2017 年松山大学国内研究助成、および JSPS 科研費 JP18K01429 による研究成果の一部である。

47) Vgl. Richter, a. a. O., S. 213.

表 プロイスのビスマルク憲法改正案

ビスマルク憲法

第5条

ライヒの立法は、連邦参議院 (Bundesrat) およびライヒ議会在これを行う。ライヒ法律を可決するためには、両院の投票の過半数が必要かつ十分な要件である。

陸軍、海軍および第35条に列挙された租税に関する法律案について、連邦参議院で意見の違いが生じたときは、連邦主席の投票が決定権を有する。ただし、連邦主席の投票が既存の制度の維持のために行われる場合に限られる。

第11条

連邦主席の位は、プロイセン国王に帰属し、プロイセン国王は、ドイツ皇帝の名を称する。皇帝は、国際法上ライヒを代表し、ライヒの名において、宣戦を布告し、講話を締結し、外国との同盟およびその他の条約を締結し、外交使節を派遣し接受することができる。

ライヒの名において宣戦を布告するには、連邦参議院の同意を必要とする。ただし、ライヒの領域またはその沿岸に攻撃がなされるときは、この限りでない。

外国との条約が、第4条によりライヒ立法の領域に属する事項に関わる場合には、その締結には連邦参議院の同意を必要とし、その発効にはライヒ議会の承認を必要とする。

プロイス改正案

第5条

ライヒの立法は皇帝、ライヒ参議院 (Reichsrat) およびライヒ議会により行使される。

ライヒ法律にはライヒの立法の三機関 (皇帝、ライヒ参議院、ライヒ議会のこと - 筆者注) の一致が必要である。ただし、この同意はライヒ議会の法律案が原案のまま三回採択されたときは、これを必要としない (憲法を改正するライヒ法律については第78条を見よ)。

皇帝、ライヒ議会およびライヒ参議院は、法律案を提出する権利を有する。これら三機関のうちのいずれかにより却下された法律案は、同一の立法期中にこれを再度提出することはできない。

第11条

1. 皇帝の尊厳は世襲であり、長子権および父方の系統により、プロイセン王家の男系がこれを継承する。
2. 皇帝の人格は不可侵である。
3. ライヒ宰相およびライヒ大臣は、責任を有する。皇帝のすべての非軍事のおよび軍事的な統治行為は、それが有効であるためには、何の例外もなく、ライヒ宰相または管轄のライヒ大臣の副署を必要とし、ライヒ大臣はこれにより責任を引き受ける。

同様の副署は、政治的内容を有する皇帝の口頭での言明の公表にも必要である。副署のない公表は反逆罪として刑罰に服する。

4. ライヒ宰相およびその提案に基づくライヒ大臣は、皇帝がこれを任命し罷免する。
ライヒ宰相およびライヒ大臣は、ライヒ議会がこれに対して多数決で不信任を表明したときは、辞職しなければならない。それにもかかわらずその職に留まるときは、憲法侵犯の理由で訴追される。
5. ライヒ宰相およびライヒ大臣は、憲法その他の法違反を理由として、ライヒ参議院また

はライヒ議会の議決により、訴追される。この訴追については、ライヒ裁判所の総会により、同裁判所の中からその本務の期間について選出される七名の構成員からなる判事会がこれを決定する。その訴訟手続きは公開する。刑事訴訟法の訴訟手続きと異なる手続きを取るときは、ライヒ裁判所の総会がこれについて決議する。

現行の法律により特別な刑罰が科されていない限り、免職および永続的に公職に就任できない旨の宣告のみが可能である。

6. 皇帝は国際法上ライヒおよび支邦国家 (Einzelstaat) を代表する。皇帝は公使を派遣し接受する権利を専属的に有する。皇帝はライヒ参議院およびライヒ議会の同意を得て、宣戦を布告し講和し、外国との同盟関係およびその他の条約を締結する。

第 15 条

連邦参議院の議長を務め、諸事務を主宰するのはライヒ宰相の権限であり、ライヒ宰相は、皇帝によって任命される。

ライヒ宰相は、書面によって、連邦参議院の他のすべての議員にその権限を委任することができる。

第 16 条

必要な議案は、連邦参議院の決定に従い、皇帝の名においてライヒ議会に提出される。その場合、連邦参議院議員、または連邦参議院の任命する特別委員は、その議案について意見を述べるものとする。

第 17 条

皇帝は、ライヒ法律の制定と公布、およびその執行を監督する権限を有する。

皇帝の命令および処分は、ライヒの名において発令される。それが発効するためには、ライ

第 15 条 削除

第 16 条

ライヒ宰相、ライヒ大臣およびその代理人は、ライヒ参議院およびライヒ議会に出席し、その要求に基づき、いつでも発言を認められなければならない。表決権は、それらのものが構成員である場合にのみ有する。

ライヒ参議院はライヒ議会と同様、ライヒ宰相およびライヒ大臣の出席を要求することができる。

第 17 条

[第二文は第 11 条により解決済み]

ヒ宰相の副署が必要であり、ライヒ宰相は、これにより責任を負う。

第19条

連邦構成国が連邦の憲法上の義務を履行しないときは、強制執行の方法により、それを行うよう促される。この強制執行は、連邦参議院によって決議され、皇帝がこれを実施する。

第68条

皇帝は、連邦の領域内で公の安全が脅かされた場合には、そのすべての地域に戦争状態の宣言をすることができる。かかる宣言の条件、公布の形式およびその効果を規律するライヒ法律が發布されるまでは、1851年6月4日のプロイセンの法律の規定（法令集1851年451頁以下）が適用される。

第19条

[以下を追加]

支邦国家の官庁がライヒの管轄の範囲内でライヒ中央官庁の適法な指示を遵守しないときは、支邦国家の責任ある大臣に対し、ライヒ参議院またはライヒ議会の議決により、ライヒ宰相およびライヒ大臣に対すると同様の訴追（第11条第5項）をなすことができる。

第68条

戦争または暴動の場合には、ライヒ法律によって、ライヒ領域またはその一部について、これに戦争状態を宣言することができる。その法律は、通常の法状態からの例外を個別的に規定する。ただし、いかなる規定によっても、ライヒ議会に対して責任を有するライヒ政府の非常措置による最高の指導を免れることは許されない。

ライヒ議会が招集されず、かつ危険が急迫しているときは、皇帝は、ライヒ宰相の提案により、およびライヒ宰相の責任において、直ちに招集されるべきライヒ議会の集会までのあいだ、必要な規定を暫定的に発することができる。